

県北広域振興局長告示第34号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第46条第2項の規定により、指定障害福祉サービス事業者が指定障害福祉サービス事業を廃止しようとする旨次のおり届出があった。

平成28年5月27日

県北広域振興局長 八重樫 一 洋

1 居宅介護

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	廃止年月日
0310700026	元気の泉ヘルパーステーション	岩手県久慈市旭町第8地割100番地1	平成28年3月31日
0313115016	洋野町障害者居宅介護事業所	岩手県九戸郡洋野町種市第23地割27番地2	〃

2 重度訪問介護

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	廃止年月日
0310700026	元気の泉ヘルパーステーション	岩手県久慈市旭町第8地割100番地1	平成28年3月31日
0313115016	洋野町障害者居宅介護事業所	岩手県九戸郡洋野町種市第23地割27番地2	〃

3 行動援護

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	廃止年月日
0310700026	元気の泉ヘルパーステーション	岩手県久慈市旭町第8地割100番地1	平成28年3月31日
0313115016	洋野町障害者居宅介護事業所	岩手県九戸郡洋野町種市第23地割27番地2	〃